

扶養者を亡くされた学生への緊急援助

たすけあい奨学制度

「たすけあい奨学制度」

(正式名称：大学生協学業継続奨学制度)

扶養者を亡くされた学生に
12万円(返還不要)の奨学金を給付し
学業継続を応援する奨学制度です

※授業料免除や他の奨学金給付を
受けられていても応募できます

※財源に限りがあるため、審査を行い
学業継続環境が厳しい方に
優先的に給付します

応募資格

以下①②③いずれかに該当する期間中に
扶養者を亡くされた学生
(扶養者死亡日から1年以内の応募に限る)

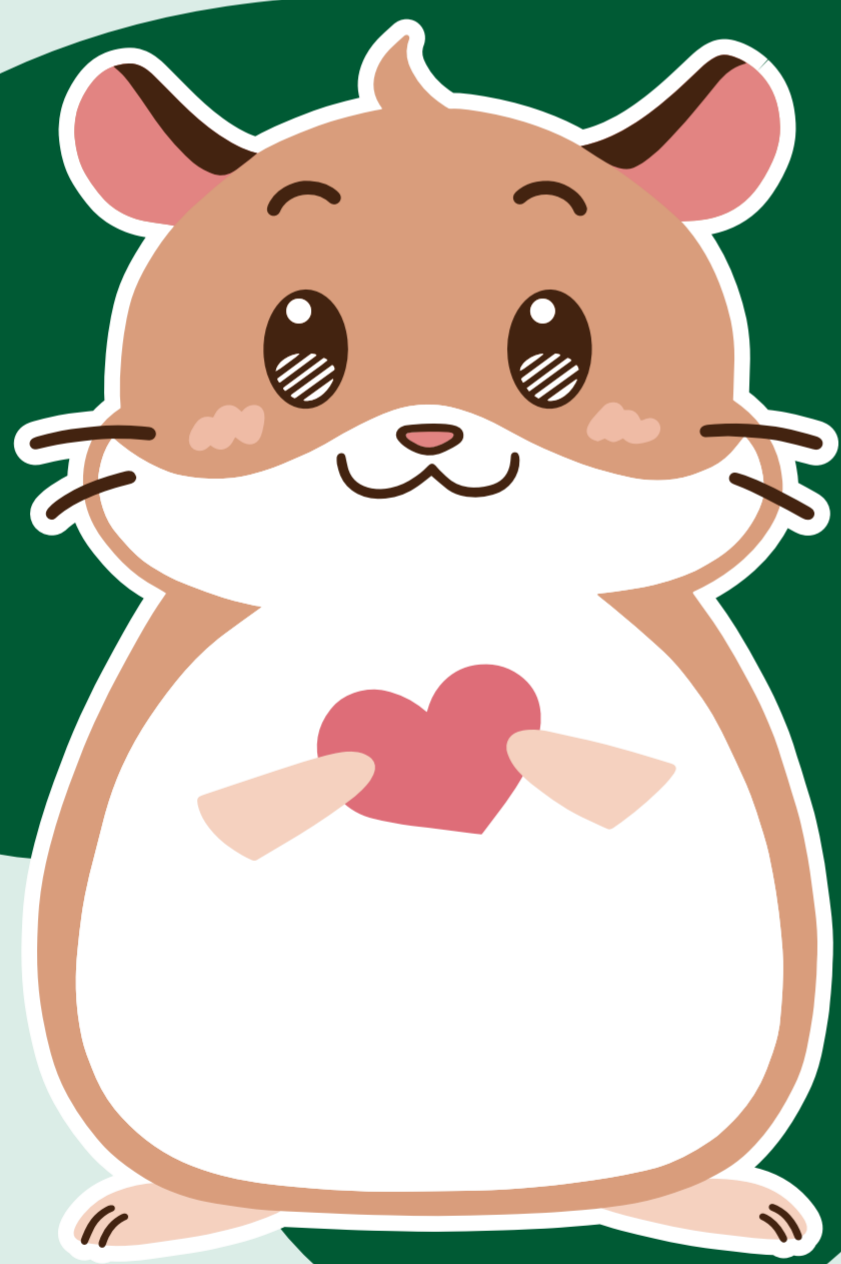
- ① 当財団HP「対象の学校」に在籍している学生
- ② 当財団HP「対象のインターカレッジコープ」
の組合員である学生
- ③ CO・OP学生総合共済の加入者(被共済者)
である学生

応募方法

- ① 当財団HPでのWEB応募 **おすすめ!**
- ② 郵送での応募

※応募用紙・郵送用封筒の入手方法

- ・大学生協の窓口
- ・当財団HPお問い合わせフォーム
- ・当財団HPからダウンロード



大学生協奨学財団キャラクター ヘルム

応募資格・応募方法に関する詳細
WEB応募はこちらから→



一般財団法人 全国大学生協連奨学財団



扶養者を亡くされた学生の学業継続応援のため、寄付のご協力をお願いします

お問い合わせ

✉ 大学生協奨学財団HP お問い合わせフォーム
☎ 03-5307-1126 大学生協奨学財団事務局
受付時間 平日10:00-16:00(土日祝・夏季・年始年末は休み)

たすけあい奨学制度



<https://www.univcoop.or.jp/syogakuzaidan/> に詳細を掲載しています